

「情報銀行」に関する 取組みについて

2019年1月29日



アジェンダ

1. **日本 I T 団体連盟**
2. **情報銀行推進委員会**
3. **認定分科会の取組み**
4. **普及促進分科会の取組み**

1. 日本 I T 団体連盟

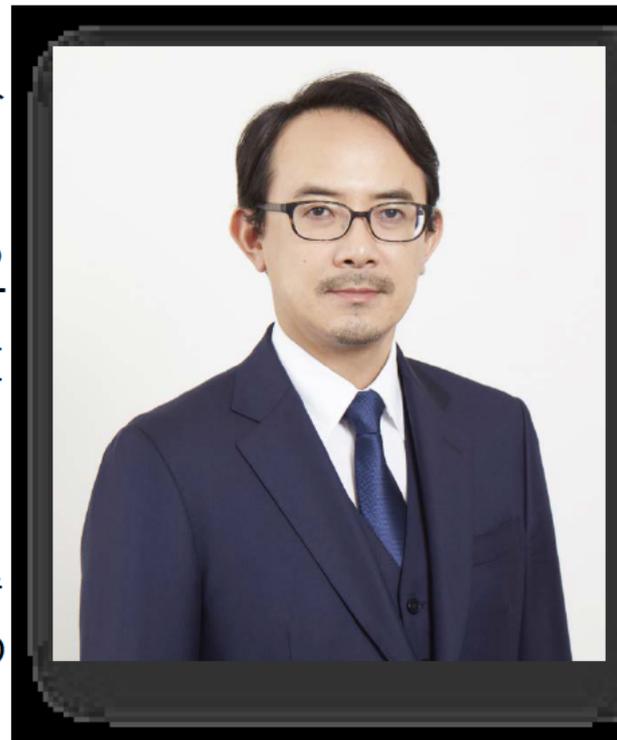
ご挨拶

日本IT団体連盟は、ITに関わる団体が一丸となって我が国の経済成長を実現すべく2016年7月に発足しました。60のIT業界団体、およそ5,000社、社員数およそ400万人を束ねる日本最大級のIT業界団体です。

これまでの期間は、まずはIT業界としてしっかりまとまるという種まきの時期でした。しかし、これからは日本IT団体連盟が、IT業界を代表して成果を出して行く時期に入っていきます。

政策提言はこれまでも活発に行ってきていますが、より一層、IT業界の実情を踏まえた意味ある提言を行っていきます。また、IT人材不足が叫ばれて久しいですが、この課題にも危機感を持って取り組んで行きたいと思えます。いずれも一朝一夕に成果が出るものではありませんが、やり続けなければこの国の成長は成し得ません。

ITを通じて、我が国の経済成長を実現し、皆さまの豊かな暮らしにつなげていくため、精一杯取り組んでまいります。

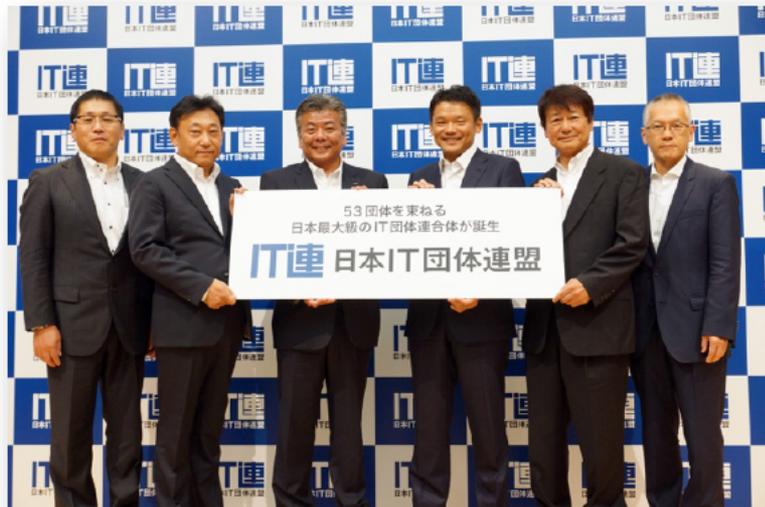


一般社団法人
日本IT団体連盟

会長 川邊 健太郎

設立目的

IT関連団体の連合体として、我が国のIT産業の健全な発展に貢献するとともに、世界最高水準のIT社会の構築を目指すため、政府との双方向のコミュニケーションを実現しながら積極的に提言等を行い、もって我が国の経済・社会、国民生活の向上に寄与することを目的とする。



※2016/7/22 設立発表会より

概要

国内IT関連の60団体（約5,000企業）を束ねる、IT業界を代表する日本最大級の団体です。



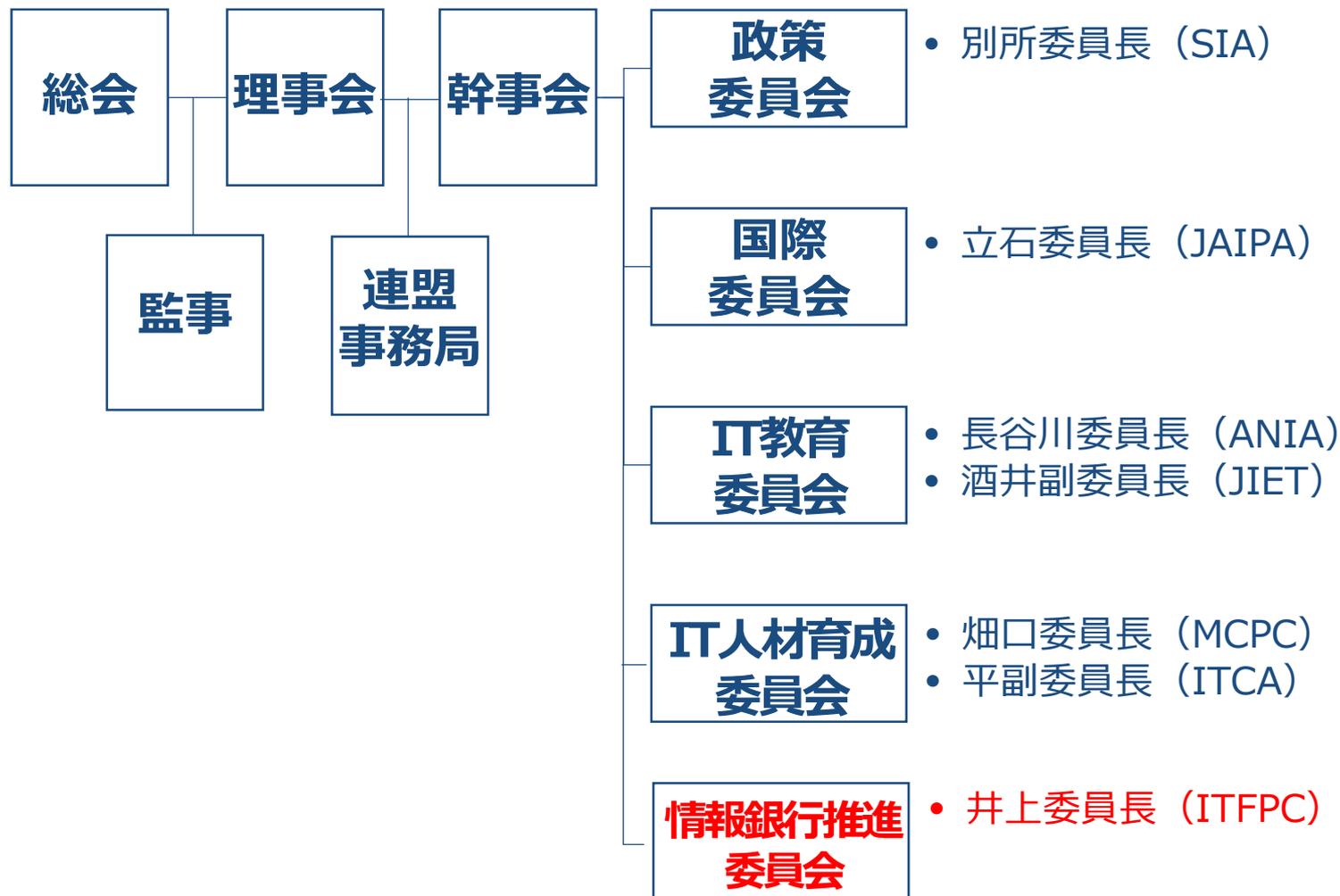
60団体/約5,000企業/約400万人



代表理事/会長	川邊 健太郎 (Yahoo!基金 / 理事長)
代表理事/筆頭副会長	長谷川 亘 (一般社団法人 全国地域情報産業団体連合会 / 会長)
理事/副会長	酒井 雅美 (特定非営利活動法人 日本情報技術取引所 / 理事長)
理事/副会長	安延 申 (全国ソフトウェア協同組合連合会 / 会長)
理事/副会長	中村 彰二郎 (一般社団法人 オープンガバメント・コンソーシアム / 代表理事)
理事/幹事長	荻原 紀男 (一般社団法人 コンピュータソフトウェア協会 / 会長)
専務理事	別所 直哉 (一般社団法人 セーフアーインターネット協会 / 会長)
理事	藤井 洋一 (一般社団法人 IT検証産業協会 / 会長)
理事	赤松 民康 (愛媛県情報サービス産業協議会 / 会長)
理事	鈴木 昭彦 (一般社団法人 コンピュータソフトウェア倫理機構 / 理事長)
理事	立石 聡明 (一般社団法人 日本インターネットプロバイダー協会 / 副会長・専務理事)
理事	下村 正洋 (特定非営利活動法人 日本ネットワークセキュリティ協会 / 理事・事務局長)
理事	中村 真規 (一般社団法人 北海道情報システム産業協会 / 会長)
理事	内山 雄輝 (メイド・イン・ジャパン・ソフトウェア&サービス・コンソーシアム / 理事長)
理事	畑口 昌洋 (モバイルコンピューティング推進コンソーシアム / 幹事長・事務局長)
理事	小幡忠信 (一般社団法人 Rubyビジネス推進協議会 / 理事長)
監事	播磨 崇 (特定非営利活動法人 ITコーディネータ協会 / 顧問)

2. 情報銀行推進委員会

2018.08情報銀行推進委員会を新設



ガバナンス体制

理事会

- 情報銀行推進委員会委員長の任命、情報銀行に関する予算承認 等

監査諮問委員会

委員長：穴戸 常寿

別所 直哉 専務理事

- 情報銀行認定の公平性等の監査、理事会への監査結果の報告 等

情報銀行
推進委員会

委員長：井上 貴雄
事務局長：黒木 信彦/

情報銀行認定分科会

分科会長：崎村 夏彦/

認定委員会

委員長：森 亮二

苦情相談窓口

普及促進分科会

分科会長：勝島 史恵/

広報パブリシティWG

行政オブザーバー

総務省 情報流通行政局 情報通信政策課
経済産業省 商務情報政策局 情報経済課
内閣官房 情報通信技術（IT）総合戦略室

監査諮問委員会委員

宍戸 常寿 【委員長】

東京大学大学院法学政治学研究科 教授

神武 直彦

慶應義塾大学大学院システムデザイン・マネジメント研究科教授

越塚 登

東京大学大学院情報学環 副学環長
ユビキタス情報社会基盤研究センター長・教授

古谷 由紀子

公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 監事

認定委員会委員

森 亮二【委員長】

英知法律事務所 弁護士

石井 夏生利

筑波大学 図書館情報メディア系 准教授

菊池 浩明

明治大学 先端メディアサイエンス学科 教授

加毛 明

東京大学大学院 法学政治学研究科 准教授

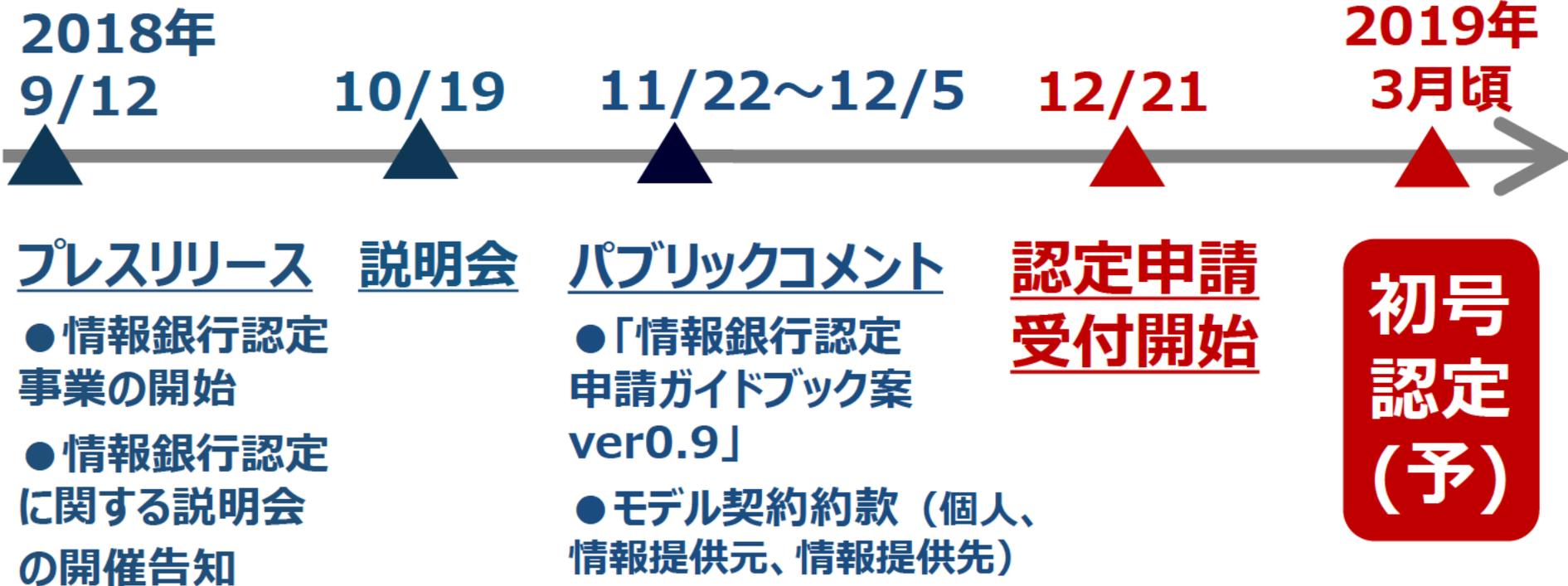
長田 三紀

全国地域婦人団体連絡協議会 事務局長

武藤 香織

東京大学医科学研究所 教授

設立から認定に向けたスケジュール（予）



10/23@ブラッセル
ICDPPC※サイドイベント

- 個人情報保護委員会主催
- Data protection in the era of connected world

12/3~4@バンコク
Future of ICT Application and Broadcasting（仮）

- 総務省及びタイ王国国家放送通信委員会（NBTC）主催

※International Conference of Data Protection and Privacy Commissioners :
データ保護プライバシー・コミッショナー国際会議

2018.12.21から事前申請受付開始

情報銀行推進委員会

制度案内

申請手続き



「情報銀行」認定開始について

12月21日より、日本IT団体連盟にて「情報銀行」認定に関する申請受付を開始いたしました。
申請方法や必要書類のダウンロードなど、[申請手続き](#)リンクよりご確認ください。

ニュースリリース

- 2018年12月21日 [パブリックコメント](#)に対して提出された意見要旨と、意見に対する考え方の要旨を公開します。
- 2018年12月19日 [日本IT団体連盟](#)、「情報銀行」認定に関する申請受付を開始しました。

「情報銀行」に関するトピックス

- 2018年12月21日 [損害保険会社](#)から、「情報銀行保険」の提供が発表されました。
- 2018年12月21日 [損害保険会社](#)から「情報銀行」認定に対応した保険割引制度等の新たな取り組みが発表されました。

一般社団法人日本IT団体連盟 情報銀行推進委員会
お問い合わせ窓口

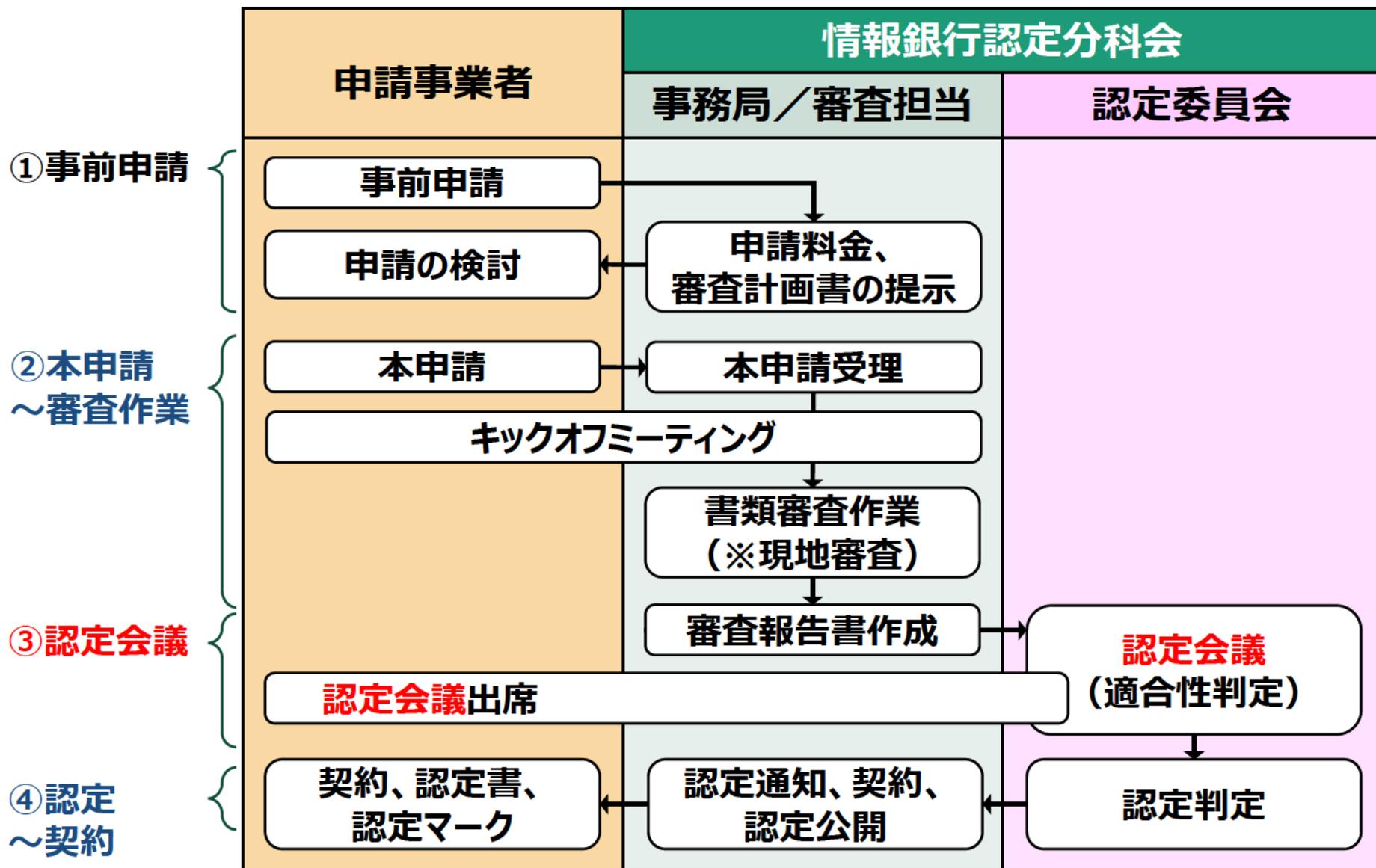
<https://www.tpdms.jp/index.html>

3. 認定分科会の取組み

審査・認定に関する基本的な方針

- ① 利害関係者の申請には、当該認定委員は関わらない
- ② 事業者(法人)、サービス(事業) いずれも認定
- ③ 書類+ヒアリングによる審査が原則。
ただし、プライバシーマーク又はISMS認証（これらが
ない場合は FISC等の第三者監査による同等の認
証）が取得されていない場合は、現地審査も実施
- ④ 認定事業者と日本IT団体連盟との間で契約を締結、
認定証・マークを交付（適合性評価、2年毎の更新）
- ⑤ 認定された事業者およびサービスを、日本IT団体連盟
のホームページ等で公開

申請～認定までのフロー（概要）



審査・認定に関する主なポイント 1/4

■「情報銀行認定申請ガイドブックver.1.0」

①「情報信託機能の認定に係る**指針ver.1.0**」に準拠

②上記指針における「認定基準」を具体化

・対象事業の資産の審査に「**必要な提出書類**」を明確化

⇒ 5.2.2 資産の管理 (P.26) 他

・「**プライバシー保護対策等**」を追記

⇒ 5.3 プライバシー保護対策等 (P.29～37)

JIS Q 15001、JIS X 9250に準拠

・「**共同利用**」の認定基準を明確化

⇒ 5.3.3 利用・保持・及び開示の制限 (P.34)

情報提供先での個人情報の共同利用を禁止する等



次頁

【参考】 詳細化したプライバシー保護対策概要

- 指針ver.1.0の参照しているJIS X 9250 (ISO/IEC 29100) に則り、以下の要件を詳細化して記載
 - 同意及び選択
 - 【提出資料の例】同意の取得の際に本人を示す書類（情報提供先選定基準、同意画面のキャプチャや画面フロー等）
 - 利用目的の正当性及び明確化
 - 収集制限
 - データの最小化
 - 利用、保持及び開示の制限
 - 正確性及び品質
 - 公開性、透明性及び通知
 - 個人参加及びアクセス
 - 【提出書類の例】本人が自分の個人データにアクセス及び確認することができる画面のキャプチャ

審査・認定に関する主なポイント 2/4

■「情報銀行認定申請ガイドブックver.1.0」

③ 認定基準の「**確認・審査手段**」を記載

- ・確認手段、審査に必要な提出書類を追記
- ・プライバシーと情報セキュリティは、JIPDECの適合性評価基準を引用。

5 認定基準と確認手段	
5.1 事業者の適格性	
項目	内容
①経営面の要件	<ul style="list-style-type: none">・法人格を持つこと■確認手段<ul style="list-style-type: none">【1-1】事業者の登記簿謄本【1-2】サービス事業の範囲と内容を示す資料・業務を健全に遂行し、情報セキュリティなど認定基準を担保するに足る財産的基礎を有していること (例)直近(数年)の財務諸表の提示(支払不能に陥っていないこと、債務超過がないこと)等■確認手段<ul style="list-style-type: none">【1-3】財務内容の確認資料(決算書、財務諸表)

IT連が、
定義した
部分

審査・認定に関する主なポイント 3/4

■「モデル契約・約款」

①「情報信託機能の認定に係る**指針ver.1.0**」に準拠

③認定事業者は、**モデル契約・約款の記載事項を踏まえて、個々に契約約款を作成して運用。**
※モデル契約・約款の記載事項のモレを審査

②**3種のモデル契約・約款を作成**

1) 情報銀行 ⇔ 生活者個人 (約款)

2) 情報銀行 ⇔ 情報提供先事業者 (契約)

3) 情報銀行 ⇔ 情報提供元事業者 (契約)

審査・認定に関する主なポイント 4/4

■「モデル契約・約款」

① 個人と情報銀行の間（約款）

- ・個人情報の **第三者提供の判断プロセスの明確化**
- ・個人が **個人情報をコントロールできる機能（UI）**
- ・提供履歴、同意の撤回、開示請求への対応

② 情報銀行と情報提供元との間（契約）

- ・個人情報の **情報提供元との共同利用の禁止**
- ・個人から提供元に **訂正等の求めがあった時の連携方法**

③ 情報銀行と情報提供先との間（契約）

- ・情報銀行と **同等のセキュリティーレベルを求める**
- ・個人情報の **情報提供先での再提供の禁止**
- ・個人から提供先に **訂正等の求めがあった時の連携方法**

苦情相談窓口

■ 苦情相談窓口

- ①「情報信託機能の認定に係る**指針ver.1.0**」に準拠
- ②**認定事業者に関する苦情等に対応するための窓口**
を設置、消費者関係団体とも連携
(2019年3月頃に 問合せフォームを開設予定)
- ③認定事業者を対象とする「**認定個人情報保護団体**」
(個人情報保護法第47条) の認定申請も視野

申請要項（主なもの）

① 本申請から認定までの期間

- ・4ヶ月程度 ※質疑応答、現地審査の有無等により変動

② 審査・認定料金

- ・審査料：70万円~/件（お見積）
※Pマーク・ISMS等認証の有無、申請の過多等の変動
- ・認定料：50万円/件・2年間有効

③ 事前申請時にご用意いただく書類

- ・法人格 証明書類
- ・サービス（事業）内容説明書類
- ・Pマーク、ISMS等認証の有無
- ・データセンター脆弱性診断実施記録

4. 普及促進分科会の取組み

普及戦略

情報銀行による安心安全な環境でデータ流通/データ活用がなされることが、生活者、事業者の価値に繋がり、社会のよりよき変革に寄与することを目指す、**「三方良し」**の普及促進活動を推進します。

「三方良し」を目指す上で、共感者としてもっとも重要な対象は、

生活者

“コントロールビリティ”
“トレーサビリティ”

生活者が自分の意思で安心安全な情報開示や提供ができるため、今まで受けたことのないサービスを享受できる可能性を秘めているのです！



その結果、**事業者**の提供サービス向上と生活者へのアプローチ効率化に繋がります！

活動方針

大きく以下の活動方針を掲げて、具体化/実践していきます

◆生活者が個人情報^を預託することで起こる嬉しくて便利な
世界観を生活者自身に**体験・実感**してもらうこと

→生活者向けプロモーション活動、他

◆現状の個人情報の氾濫状況の実態を把握してもらい、
生活者自身が**個人情報マネジメントレベル**
と意識を高めること

→生活者向け情報社会実態の勉強会、他

当面の活動計画（案）

①生活者の個人情報に対する意識を確認する
・グループインタビューなど、幅広い層を対象に実施

②こんな情報銀行があると良い！（生活者目線）
→アイディアソン、ハッカソンの実施

◆ターゲットを学生（高校生・大学生）

◆ターゲットを主婦

ありがとうございました